

令和４年第１回大玉村議会定例会会議録

第１日 令和４年３月１日（火曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番 斎藤 信一	２番 渡邊 啓子	３番 菊地 厚徳
４番 本多 保夫	５番 松本 昇	６番 佐原 佐百合
７番 鈴木 康広	８番 武田 悦子	９番 佐原 吉太郎
１０番 須藤 軍蔵	１１番 押山 義則	１２番 菊地 利勝

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押山 利一	副 村 長 武田 正男
教 育 長 佐藤 吉郎	総務部長兼総務課長 押山 正弘
産業建設部長兼農務局長 菅野 昭裕	教育部長兼生涯学習課長 作田 純一
政策推進課長 鈴木 真一	税務課長 菊地 健
住民生活課長 安田 春好	健康福祉課長 後藤 隆
環境保全課長 伊藤 寿夫	産業課長 渡辺 雅彦
建設課長 杉原 仁	会計管理者兼出納室長 中沢 みち子
教育総務課長 橋本 哲夫	

４．本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第１号から議案第３０号）

議案第 １号 令和３年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（１２月専決①）

議案第 ２号 令和３年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（１２月専決②）

議案第 ３号 令和３年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（１月専決）

議案第 ４号 大玉村村営住宅等管理基金条例の制定について

議案第 ５号 大玉村農業サポートセンター設置条例の制定について

議案第 ６号 大玉村部設置条例の一部を改正する条例について

- 議案第 7 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエ
ーション施設における指定管理者の指定について
- 議案第 14 号 令和 3 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 15 号 令和 3 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 16 号 令和 3 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
- 議案第 17 号 令和 3 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 18 号 令和 3 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 19 号 令和 4 年度大玉村一般会計予算について
- 議案第 20 号 令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 21 号 令和 4 年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- 議案第 22 号 令和 4 年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 23 号 令和 4 年度大玉村土地取得特別会計予算について
- 議案第 24 号 令和 4 年度大玉村介護保険特別会計予算について
- 議案第 25 号 令和 4 年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 26 号 令和 4 年度大玉村水道事業会計予算について
- 議案第 27 号 福島市及び大玉村におけるふくしま田園中枢都市圏の形成に係
る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第 28 号 副村長の選任について
- 議案第 29 号 大玉村教育委員会教育長の任命について
- 議案第 30 号 区長等の委嘱について

施政方針並びに提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、藤田良男、渡辺一樹

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。３月定例会が招集されましたところ、出席ご苦勞さまでございます。ただいまの出席議員は、１２名、全員であります。定足数に達しておりますので、令和４年第１回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、６番佐原佐百合君、７番鈴木康広君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

令和４年第１回３月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る２月２５日午前９時より、第１委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案３０件で、その内容は、専決処分承認案件３件、条例制定案件２件、条例改正案件７件、補正予算案件５件、当初予算案件８件、人事案件３件及びその他２件を合わせて３０件であります。

以上のことから、会期につきましては、本日３月１日から１４日までの１４日間と決定いたしました。

また、会期日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日 １日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、施政方針並びに提案理由の説明、請願・陳情委員会付託、委員会（付託事件の審査）

３月 ２日 休会（議案調査）

３月 ３日 本会議 一般質問 ６名

３月 ４日 本会議 一般質問 １名、議案第１号から議案第１３号までの議案
審議

３月 ５日 休会

3月 6日 休会
 3月 7日 本会議 令和4年度予算議案に対する総括質疑及び令和4年度予算議案の委員会付託、委員会
 3月 8日 委員会（付託事件の審査）
 3月 9日 委員会（付託事件の審査）
 3月10日 委員会（付託事件の審査）
 3月11日 大玉中学校卒業式のため午前中休会
 午後 委員会（付託事件の審査）
 3月12日 休会
 3月13日 休会
 3月14日 本会議 議案第14号から議案第30号までの議案審議、委員会付託事件の委員長報告、審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、会期日程第7日、3月7日の総括質疑は、令和4年度予算議案についての質疑です。先例により、質問者は原則自らの所属する常任委員会の予算項目以外の質疑内容とし、予算書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう申合せをしたとおりですので、ご協力をお願い申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおりに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、定期監査の報告について、例月出納検査の報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、議員派遣の件について、議員派遣結果報告について、説明員の報告についてであり、内容は配付しました報告書のとおりですので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第1回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第５、議案第１号から議案第３０号まで一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（渡辺一樹） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第６、村長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本日、第１回村議会定例会の開催に当たり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、令和４年度の村政運営に関する私の所見の一端と重点事務事業についての基本的な施策方針を申し上げ、村民の皆様をはじめ議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

東京電力福島第一原子力発電所事故から、今月で１１年が経過します。さらなる福島の復興に向けた風評対策の強化など、引き続き関係機関と共に国に対し強く要望してまいります。

また、一昨年より新型コロナウイルスが猛威を振るい、社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼしております。これまで、感染防止対策や各種支援を実施してまいりましたが、本年度においても引き続き必要な対策を講じてまいります。

また、令和３年度に策定された「第五次大玉村総合振興計画」に基づき、１０年、２０年後の自立する村づくりのための各種施策に引き続き取り組んでまいります。

令和３年度において執行された主な事業は、各種住宅取得支援補助制度などによる定住人口増加対策、持続可能な農業支援、米のブランド化、健康長寿の村づくり、デマンドタクシーの増車運行、保育所の村社会福祉協議会への運営移管、保育料の完全無償化、小中学校給食費の５割補助、ＩＣＴ教育の推進のためのタブレット端末を小中学生１人１台の配置などありますが、新年度も引き続き取り組んでまいります。

令和４年度に計画されている主な事業につきましては、まず、交通の利便性を高めるとともに、企業誘致や住宅誘導など、村活性化のための「スマートインターチェンジ」の誘致に引き続き取り組んでまいります。

次に、農業を取り巻く各種課題に取り組むための「農業振興公社」の設立であります。農業を守り農地を守ることは本村にとって基幹産業を守るとともに、大玉村の重要な資源である景観を後世に伝えるためにも、「農業振興公社」の役割は重要であると考えております。

次に、旧苗畑跡地に、再生可能エネルギーを活用し、農福連携を目的とした農業生産施設を設置するための基本構想策定に着手いたします。今後は、この基本構想が完

成次第、国・県などの関係機関と協議を行い、財源の確保に努めてまいります。

次に、村民及び村出資により設立された指定管理者の「おおたま村づくり株式会社」と共に、直売所などの村内外の結節拠点としての機能強化を図ってまいります。

次に、利用者が減少している「広域バス」、「福祉バス」を廃止し、「デマンドタクシー」による新たな交通公共システムの移行に取り組んでまいります。

さらに、大山公民館に代わる「子育て支援センター併設の村民交流センター」の基本構想策定を進めてまいります。

また、障がい者の自立支援と共生社会の実現を目指して「障がい者支援条例」を制定し、人にやさしい村づくりを促進いたします。

また、子育て世代から長年求められている、村民憩いの場としての親水公園や小学生等の学習の場としてのビオトープの設置に向けての検討を開始いたします。

自治体を取り巻く社会環境は厳しさを増しておりますが、必要な施策への財源の重点配分を基本に、新たな財源の掘り起こしを行うなど、今後とも財政状況の健全性維持を念頭に、効率的な行政運営に努めてまいり所存であります。

今後も、より多くの皆様方のご意見やご要望をお聞きし、「村民に日本一近い村政」を念頭に、村民が主役の「住んでよかったと思える村づくり」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

以上、申し上げました基本姿勢を踏まえ、新年度予算執行のため計画しました主な重点事務事業については、各部・課ごとに順次、担当課長より説明を申し上げます。

なお、環境保全課につきましては、令和4年移管予定の産業建設部として説明をさせていただきます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 総務部総務課関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染対策を講じた上で、「財団法人ふくしま自治研修センター」への研修派遣や、「こおりやま広域連携中枢都市圏」が主催する研修会・講習会への参加を通して、専門的知識の習得と能力開発に努めてまいります。

本年度は参議院議員通常選挙及び福島県知事選挙が執行されますので、事務執行に万全を期すとともに、投票の棄権防止のための啓発活動に努めてまいります。

本村におきましては、各種事務事業に取り組む際の財源確保等、引き続き厳しい状況ではありますが、第五次大玉村総合振興計画の実施計画に基づき、各種施策を積極的に推進するため、安定した各種行政サービスを行いながら、小さな自治体ならではのスケールメリットを生かすことで、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に健全財政の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 総務部政策推進課関係について申し上げます。

令和3年度を初年度とする10年間の「第五次大玉村総合振興計画」が策定されると同時に、「国土利用計画大玉村計画」も見直しされました。

引き続き、「安心・安定の村づくり」のため、各種事業の着実な執行と「住みたく
なる村づくり」、「住んでよかったと思えるような村づくり」のため施策の調査、研
究等を積極的に進め、具体的施策を推進します。

また、併せて見直しをした「大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地
方創生の取組を推進し、計画・実施・評価・改善による効果を検証し、その後につな
げていくPDCAサイクルでのマネジメント手法を取り入れて、人口増加や東京一極
集中是正等のため、引き続き推進してまいります。

定住人口増加対策につきましては、村の最重点事業と位置づけ、SDGsの推進、
子育て支援、健康長寿・保健・福祉・教育の充実、企業立地など産業振興も視野に入
れ、各課との横の連携を図り、諸施策に取り組んでまいります。

公共交通システムにつきましては、令和3年度に新たな体系の検討を重ね、広域生
活バス及び福祉バスをデマンドタクシーに集約統合、さらに、朝夕は新設の「（仮称）
大玉村通勤通学バス」を実証運行することとなります。

子育て支援センター併設の村民交流センター建設事業につきましては、基本構想策
定業務委託完了後、実施設計業務委託の発注準備を進め、できる限り早期の建設実現
に向け努力してまいります。

農福連携推進事業「再エネアグリプロジェクト事業」につきましては、全庁的プロ
ジェクトとして、産官学金連携による基本構想の策定を推進してまいります。

「こおりやま広域連携中枢都市圏」につきましては、令和3年度に磐梯町が新たに
加入し、連携協約締結17市町村が協力し、広域連携の強みを生かし、引き続き各種
研修会や様々な事業に積極的に取り組んでまいります。

村の情報発信につきましては、地域おこし協力隊等の活用により、村ホームページ
やSNSを活用した情報発信強化に引き続き努めてまいります。

国内外交流につきましては、友好交流都市協定を締結しております、茨城県美浦村、
茨城町と、「人・もの・情報」の交流によるさらなる友好関係を築いてまいりたいと
考えております。

また、国外につきましては、姉妹校を締結した桃園市立大竹国民中学と大玉中学校
の交流を引き続き深めてまいりますとともに、ホームステイの受入れにも取り組んで
まいりたいと思います。

次に、安達地方広域行政組合の重点事務事業について申し上げます。

本年度においても、行政改革推進基本計画及び実施計画に基づく組合事務事業の効
率的運用、執行を図ることとしております。

衛生関係では、病院群輪番制の推進、斎場の適正な維持管理と運営を図るとともに、
廃棄物の発生抑制と資源の循環的利用の推進に努め、汚染廃棄物や放射性物質が含ま
れている焼却灰等の適正な管理及び処理のための必要な措置を講ずることとしており
ます。また、環境省との共同事業により実施してまいりました可燃性除染廃棄物減容
化処理事業については、令和3年度末の運営終了に伴い、本年度は当該施設の解体撤
去を進めてまいります。

消防関係では、専門化・高度化した消防業務に対応するため、人材育成計画に基づき、資質の向上を図ってまいります。また、一人暮らし高齢者世帯等の防火指導を積極的に行い、火災予防思想の推進を図ってまいりますとともに、住民に対する応急手当普及活動を積極的に展開し、さらなる救命率の向上を目指してまいります。

これらの事業を踏まえた予算は、一般会計が前年度比39.03%減となる45億2,963万4,000円となりました。また、地域振興特別会計では、文化振興支援事業など329万5,000円となったところであります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 総務部税務課関係について申し上げます。

村税の賦課事務については、課税対象を的確に把握し、公平公正な課税に努めてまいります。

また、徴収事務については、引き続き大玉村税等徴収嘱託員を設置し、未納者の実情把握に努めながら納税意識の醸成と自主納付を促すとともに、他の納税者との公平性の確保の観点から、滞納者に対しては厳正な滞納処分を適時・適切に実施し、収納率の向上と自主財源の確保を図ります。

さらに、口座振替による納税の利便性を周知し、利用者の拡大を図るとともに、現金納付や遠隔地の納税者に対してはコンビニエンスストアでの納税ができることを説明しながら、納期内の適正な納税を推進してまいります。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 住民福祉部住民生活課関係について申し上げます。

交通対策につきましては、事故を未然に防止するための交通安全施設の整備を推進していくとともに、子どもやお年寄りなど交通弱者の被害をなくすための啓発活動を強化してまいります。

また、引き続き高齢者の運転免許証の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故の抑止に努めてまいります。

さらに、防犯団体等の育成と連携の強化に取り組むとともに、毎年各地で繰り返される自然災害に対しまして、自助・共助の基盤となる自主防災組織の組織化や、防災の要となる消防団の環境整備と組織力強化に努め、安全で安心して暮らせる村づくりを目指します。

個人番号カード交付事業につきましては、順調に交付事務が進められており、総交付件数は2,400件を上回っております。今後、個人番号カードの様々な活用が期待されることから、引き続き円滑な事務処理と広報周知に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、円滑な事業運営と事務執行に努めますとともに、関係部署と連携し高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施し、きめ細かな個別支援等により高齢者の多様な心身の健康課題の解消に引き続き取り組んでまいります。

新たな制度運用が開始され5年目を迎える国民健康保険事業につきましては、福島県と村が一体となって順調に運営が図られております。将来的な目標とする保険料水準の統一化に向けて、今後もワーキンググループや市町村国保広域化連携会議等による検討を重ねてまいりますとともに、引き続き県と連携、調整を密にし、円滑で効率的かつ安定的な国保運営の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 住民福祉部健康福祉課関係について申し上げます。

世界的に感染が拡大し、今もなお社会的な問題となっている「新型コロナウイルス感染症」については、村内にも大きな影響を及ぼしております。引き続き、村内における感染予防対策の継続と感染予防対策としての「ワクチン接種事業」を重点施策と位置づけ、取り組んでまいります。

ワクチン接種事業につきましては、1、2回目接種の継続及び追加接種、3回目接種、5歳から11歳までの子どもたちの接種など、引き続き二本松市、本宮市と共に安達医師会の協力を得ながら事業を推進してまいります。

子育て支援においては、子どもの健やかな成長と豊かな人間性を育む保育・幼児教育、さらには子どもたちの安全を確保する体制をさらに強化するため、「子育て世代包括支援センター」を中心として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、育児不安の軽減や虐待予防に努め、一人一人の子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

また、大山地区に建設を計画している「村民交流施設」について、子育て支援センターの機能を併せ持った施設とするため、関係機関と連携を図りながら、活用方法等の検討を進めてまいります。

保育所については、令和3年4月より公私連携型保育所として、社会福祉法人大玉村社会福祉協議会による運営を開始いたしました。安定的に運営をしていただいております。今後も社会福祉協議会と連携を図りながら、保育を必要とする乳幼児等の保育の場の確保に努めてまいります。

障がい者福祉においては、昨年度より検討委員会を設置して検討を進めておりました「大玉村障がい者支援条例」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和4年度中の制定に向けて具体的な事業等の検討を含め、準備を進めてまいります。

また、障がいのある方が安心して自立した生活が送れるよう支援体制を構築し、さらに障がいのある児童の発育・発達・教育を支援するため、各種障がい児福祉施策を引き続き進めてまいります。

高齢者福祉においては、関係機関と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めてまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向け、フレイル予防事業と併せて各種介護予防事業を推進してまいります。

健康長寿の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響はありますが、引き続き重点施策と位置づけ、事業を推進してまいります。

「健康ポイント事業」につきましては、ポイント対象事業を随時見直しつつ、健康長寿推進につながるインセンティブ事業として、村民が楽しみながら取り組める事業として定着するよう、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

また、元気づくりシステム（元気づくり会）については、住民が各集会所などを拠点に、週２回程度、軽運動や筋力トレーニングなどに取り組む地域の通いの場としての定着を目指して実施してまいりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症を考慮しつつ、新たに参加する地区を増やしながら、地域への事業の定着に向けて取り組んでまいります。

健康推進においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と収束を最優先しつつ、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」、さらに「食育の推進」、「誰も追いつめられないことのない社会の実現」に向けて、重点事業の健康長寿推進事業と併せて展開を進めてまいります。

また、令和３年度より事業を開始した「PETがん検診」は、対象年齢を拡大して一部助成を引き続き実施し、がんの早期発見と村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 続きまして、産業建設部産業課関係について申し上げます。

農業関係につきましては、原発事故後、県産の農林水産物は風評被害に伴う価格の下落が進み、今もなお安価で取引される農畜産物もあるため、引き続き県による農畜産物の放射性物質抽出検査への協力や放射性物質の吸収抑制対策、また簡易測定器による農産物の放射性物質測定など、安全・安心な農産物のＰＲと生産体制づくりを推進し、安全性の確保と風評払拭に努めてまいります。

水田農業構造改革対策につきましては、県により令和４年産主食用米の生産目安面積配分が示され、本村の生産目安面積については７３３万平方メートルで、前年比４２万平方メートルの減となりました。主食用米の需給バランスの安定を図るため、引き続き村独自の飼料用米推進対策事業補助を行い、主食用米から飼料用米への作付転換を促すとともに、安定的な水田農業の経営について、引き続き農家の皆様のご理解とご協力を求めながら、経営所得安定対策とともに推進してまいります。

大玉村産米のブランド化につきましては、令和４年度においても福島大学食農学類と研究受託契約締結し、これまでの米の分析結果や土壌分析結果をどのように施肥設計や生産管理等へ反映させていくか、福島大学の助言をいただきながら、推進準備委員会において協議・検討を進めるとともに、ブランド米の基準値設定や販売・ＰＲ方法等についても協議・検討を進め、大玉村産米のブランド化確立と大玉村産米の全体的な底上げに向け取り組んでまいります。

農業振興公社につきましては、設立後の体制整備を強力に支援し、実施可能な事業

から運営を進めていくとともに、これからの本村の農業情勢等を予測・検討しながら、担い手の育成、家族農業への支援、農業の新規就農者の受入れ体制整備、農地の集約・集積、農作業の受委託など、農業をはじめとする農畜林産業の事業の基幹となるよう、振興公社と村が一体となって運営に努めてまいります。

人・農地プランの地域ごとの実質化の推進につきましては、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払から成る日本型直接支払制度とも併せ検討・推進していくことにより、農業の多面的機能の維持・発展のための地域活動や営農活動に対する支援とともに、土地改良区、農業振興公社とも連携・協力しながら、今後の農業情勢を考慮し、後継者・担い手育成、農地の集約・集積等に取り組んでまいります。

畜産関係につきましても、原発事故による風評被害や新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい経営状況となっていることから、各種補助制度の継続と村内素牛導入補助の上限撤廃等、内容の改善を図り、畜産農業の持続経営の支援に努めてまいります。

林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業による年度別計画に基づき、計画的な森林整備を行い、健全な森林管理と放射性物質の流出抑制に努めてまいります。また、松くい虫防除事業においては、村民の方からの情報や現地調査を基に、人・家屋・道路等に危害を及ぼすような危険木から優先的に伐倒駆除を実施し、被害拡大の防止に努めていくとともに、森林環境交付金により計画的な森林整備を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、令和2年度、3年度に実施しましたイノシシ被害防止総合対策実証事業の検証結果を生かした有効的なわなの設置や、わなや猟銃の狩猟免許取得補助、防護柵設置補助等、これまで行ってきた村の対策事業を継続することにより、村内におけるイノシシ被害の防止対策に努めてまいります。

商工業につきましては、商工会の健全な運営に協力していくとともに、村内事業所等においても、感染拡大が継続している新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい経営状況となっていることから、引き続き社会情勢を注視し、商工会や関係機関等とも連携・協力し、必要な対策を講じてまいります。

また、公設民営の「あだたらの里直売所・お食事どころたまちゃん・アットホームおおたま」につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した必要な経営支援を行うとともに、安全・安心の大玉村産農産物の提供と生産者の所得向上、愛される保養施設を目指し、お客様の声を反映しながら健全な運営となるようおおたま村づくり株式会社や直売会等と協力し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 産業建設部建設課関係について申し上げます。

道路事業に関する国の交付金及び補助事業につきましては、（仮称）大玉西部幹線横断道路は、西ノ内地内の約400メートル区間の道路改良舗装工事を実施いたします。

南町・石橋線については、南町地内から馬場地内までの約330メートル区間の道路改良舗装工事を実施するほか、馬場地内から午房内地内までの約165メートル区間の道路用地購入を計画しております。両路線とも令和4年度から工事に着手し、次年度以降も計画的な整備を予定しております。

的場・三合内線については、的場地内から三合目地内までの約1,090メートル区間の用地測量を実施いたします。

橋梁については、道路法に基づく定期点検及び診断を15橋行い、橋梁の長寿命化施策を継続し、実施してまいります。一昨年から実施している2巡目の定期点検及び診断は、今年度で村内の74橋が全て終了いたします。これらの診断結果を基に、橋梁修繕計画の更新も併せて行います。

村単独事業につきましては、生活道路の計画的な道路インフラ整備を引き続き進めてまいります。また、維持修繕にも力を入れ、快適な道路空間の形成を図るとともに、通学路の安全対策について、関係機関のご意見を伺いながら取り組んでまいります。

令和元年台風第19号による大作田1号線の地滑り災害については、昨年度より復旧工事に着手しており、本年中の完了を目指し取り組んでまいります。

都市計画関連事業につきましては、（仮称）大玉スマートインターチェンジの誘致に向けて、昨年度より、国・県・東日本高速道路株式会社・村をメンバーとする勉強会がスタートしております。今年度も勉強会を重ね、スマートインターチェンジの必要性を議論し、早期の国による「準備段階調査」対象箇所への選定を目指します。

住宅関連事業につきましては、空き家の利用促進と定住・移住の促進を図るため、空き家改修等支援事業を継続して実施いたします。また、安全で安心できる住生活環境を構築するため、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修支援事業、ブロック塀等撤去改善支援事業を引き続き進めてまいります。さらに今年度は、土砂災害等から住民の命を守るため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存在する住宅の除却及び移転に要する経費の一部を補助する制度の創設を計画しております。

公営住宅及び特定公共賃貸住宅につきましては、村の公営住宅等長寿命化計画に基づき適切な点検、修繕などを行い、適正な維持管理に努めてまいります。今年度は、国の交付金事業を活用し、あだたら西部団地の2棟4戸について外壁改修工事を実施いたします。

農業農村整備事業につきましては、ため池の防災・減災に向けて、現在、荒池の堤体改修を県営土地改良事業として取り組んでおります。測量設計及び用地測量等を終え、今年度から工事に着手し、令和6年度の完了を目指します。

農業集落排水事業につきましては、接続加入の推進を進めるとともに、施設の長寿命化計画による大山第1・玉井第2・玉井第3浄化センターの3施設について適正な管理を行い、安定した事業運営に努めてまいります。また、南町・石橋線の道路改良に伴う沿線の宅地開発に備え、農業集落排水管新設工事、延長約229メートルを実施いたします。

水道事業につきましては、安全・安心でおいしい水を安定的に供給するため、施設

等の適正な管理運営を継続してまいります。施設整備については、南町・石橋線の道路改良に伴う水道配水管新設工事、延長約３３３メートルを実施いたします。また、生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、重要給水施設配水管事業第１８回工事・仲ノ在家地内、延長約３４６メートルを実施することで耐震化を図り、さらなる安定供給につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 産業建設部環境保全課関係について申し上げます。

除染事業につきましては、敷地内への立入り不同意者や、取り出し作業が困難で継続保管となっている除染等における現場保管土壌について、地権者に対して協議を継続し、国・県とも情報共有を図り、適切な対応を進めてまいります。

再生可能エネルギーの導入促進につきましては、住宅用太陽光発電設備設置補助及び住宅用蓄電池設置補助を継続し、再生可能エネルギーの利用促進に努めてまいります。

大規模太陽光発電施設に対しては、大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例の趣旨にのっとり、本村の豊かな自然環境及び美しい景観並びに村民の安全・安心な生活環境との調和が図れるよう、引き続き指導・助言に努めてまいります。

循環型社会形成の推進のため実施している合併浄化槽設置補助事業につきましても、前年同様で継続実施してまいります。

生活環境対策につきましては、河川水質検査を継続実施し環境対策に取り組んでいくとともに、大規模畜産農場に対する衛生面の環境改善について関係機関と情報を共有し、定期的に現地にて指導・助言を行ってまいります。

食品ロス削減対策につきましては、約半分を占める家庭からの食品廃棄物削減に向け、小売業者及び消費者の理解を高める施策を実施してまいります。

地球温暖化対策としては、「２０５０年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す」ゼロカーボンシティの宣言について、村内企業及び村民の皆様のご理解、ご協力をいただき進めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 農業委員会関係について申し上げます。

農業委員会法等関係法令に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員の体制により、適切な農地転用許可の指導や助言などのほか、農地利用の集積、担い手の確保や相談業務に取り組むとともに、農地利用状況調査（農地パトロール）を基にした遊休農地対策などの農業・農地に関する幅広い活動を進めてまいります。

また、将来にわたり持続可能な農業経営の実現を図っていくため、担い手の確保や農地の集約化などの集落や行政区での話し合いを通じた人・農地プランの実質化に、農

政担当部局や関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 教育部教育総務課関係について申し上げます。

令和4年2月に新たに策定しました「大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン」に基づき、「「夢を育てる教育」おおたまに学び、世界とつながる人間の育成～みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ、大玉の教育～」を基本目標に掲げ、「おおたま学園」幼・小・中一貫的教育による縦のつながりと「コミュニティ・スクール」による学校・家庭・地域の横のつながりを基盤に、「地域学校協働本部」との連携を図りながら、大玉の教育を引き続き推進してまいります。

「おおたま学園」につきましては、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた資質・能力を育む教育を推進するため、学び続ける教職員の主体的な研修を支援し、新しい時代の教育に対応できる教職員の資質向上に努め、教育課程や授業の改善・充実を図ります。また、幼稚園教育段階から、生き抜く力の基礎となる資質・能力の育成に向け、非認知能力を伸ばす教育を推進するため、幼児の主体的な活動を促す教育活動や小学校以降の教育につなぐ上で大切となるアプローチ・スタートカリキュラム等を充実し、一人一人の育ちを大切にした教育を推進してまいります。

個を伸ばし、確かな学力を育む教育活動の充実を図るため、おおたま学園オープンスクールの開催により授業の質的改善や指導力の向上を図るとともに、全国学力・学習状況調査及びふくしま学力調査の結果を分析し、授業改善の視点を明確にすることで、校内研修に生かすことができるよう支援します。また、外国語専科教員の継続配置や外国語指導助手との連携により、外国語教育の充実に努めます。さらに、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した授業の実践による児童生徒の情報活用能力の育成と、情報モラル教育の一層の充実に努めます。そのため、ICT支援員の配置による学習支援や効果的な研修の実施などにより、教員の指導力向上に努めてまいります。

「コミュニティ・スクール推進事業」につきましては、「地域と共に歩む学校」を一層推進するため、「地域学校協働本部」との連携を密にしながら、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めるとともに、保護者・地域住民の協働・参画を促すための情報発信及び活動内容の充実を図ります。また、コミュニティ・スクール委員による学校関係者評価を引き続き実施し、評価を生かした学校経営・運営の充実・改善に努めてまいります。

安心して学べる教育環境づくりのために、小中学校へ非常勤講師またはスクール・サポート・スタッフを配置し、教員の子どもと向き合う時間の確保を図ります。あわせて、ICT支援員、外国語専科教員、特別支援教育支援員や部活動指導員の配置、統合型校務支援システムの効果的な活用の促進など、充実したサポートを継続しながら教職員の働き方改革を推進してまいります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 教育部生涯学習課関係について申し上げます。

令和４年２月に新たに策定いたしました「大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン」に基づき、「地域ぐるみの学びのむらづくり」、「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」、「ふるさと文化の振興」を推進してまいります。

「地域ぐるみの学びのむらづくり」におきましては、「地域学校協働活動」、「生涯学習推進事業」を重点的に進めてまいります。

「地域学校協働活動」につきましては、まず、「地域・連携活動事業」として、子どもたちが今まで以上に村のよさを知り、村に興味・関心を持つために、地域学校協働活動推進会議の活性化を図り、行政や地域の団体との連携・強化に努めてまいります。さらに、「家庭教育支援事業」として、親の学びや子育てを応援するため、家庭教育支援チームによります親子で参加できる事業の実施や、学校・ＰＴＡと連携した講演会を開催してまいります。また、家庭教育を充実させるためには、家庭や地域だけでなく企業の家庭教育への理解が求められておりますことから、県が進めております「家庭教育応援企業」への村内企業の参画への取組を推進してまいります。

「生涯学習推進事業」につきましては、公民館などにおいて、生きがいくりのため、「おおたま合奏部」の立ち上げなど、村民の学習ニーズに応じた学びの場の拡充を図ってまいります。

「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」におきましては、スポーツ活動を通して村民の交流と村の活性化、「健康長寿の村づくり」を図るため、いつでもスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいります。特に、「大玉村民スポーツフェスティバル」や各種スポーツ事業を実施し、多くの村民がスポーツに親しむ機会をつくってまいります。また、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、ふくしま広域スポーツセンターとの連携事業の成果を生かし、スポーツ推進委員会を中心として、体育協会やスポーツクラブと連携し、地域スポーツの活性化を図ってまいります。

「ふるさと文化の振興」につきまして、昨年３月に刊行しました「おおたま学」を活用した学習会等により、村民の郷土意識の醸成を図ってまいります。さらに、文化財の保護のため、未指定の文化財の指定・登録を推進してまいります。また、村内の貴重な民俗芸能・風俗慣習、伝統技術等を後世に引き継ぐための調査・継承のための取組を進めてまいります。とりわけ、今年度は、３年に１度の村内外の民俗芸能保存団体による「第４回大玉村民俗芸能大会」を開催してまいります。

ふるさとホール運営事業としまして、引き続き村民の教養の向上と文化の振興を図るため、村の歴史や文化に係る企画展を開催してまいります。また、現在設置に向けて進めております「マチュピチュ村を創った野内与吉コーナー」につきまして、広く周知してまいります。

以上、各課の重点事業についてご説明申し上げます。

○議長（菊地利勝） ここで、休憩のため暫時休議いたします。

再開は午前１１時１５分といたします。

(午前 10 時 57 分)

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 引き続き、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分 3 件、条例制定案 2 件、条例改正案 7 件、補正予算案 5 件、当初予算案 8 件、人事案件 3 件、その他 2 件、合わせて 30 件であります。

それでは、議案第 1 号、令和 3 年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（12 月専決①）。

今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付金経費について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和 3 年 12 月 13 日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書 1 ページをお開き願います。

補正予算第 9 号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,912 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 56 億 4,948 万 1,000 円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

8 ページをお開きください。

款 3 民生費の児童措置費、事項④子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するための給付金 7,845 万円など、合わせて 7,912 万 4,000 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

款 15 国庫支出金の民生費国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費及び事務費、合わせて 7,912 万 4,000 円の補正計上であり、いずれも補助率 10 分の 10 となっております。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第 2 号、令和 3 年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。12 月専決 2 号です。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策経費について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和 3 年 12 月 17 日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書 1 ページをお開きください。

補正予算第 10 号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,880 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 57 億 9,828 万 2,000 円とするもので

あります。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

8 ページをお開き願います。

款3 民生費の社会福祉総務費、事項⑨非課税世帯への臨時特別給付金に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている非課税世帯を支援するための給付金6, 510万円など、合わせて6, 618万1, 000円の補正計上であります。

事項⑩原油価格の高騰に伴う緊急福祉対策事業に要する経費は、非課税世帯を対象とした原油高騰対応生活困窮世帯緊急対応給付金200万円など、合わせて226万2, 000円の補正計上であります。

児童措置費の事項④子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費は、クーポン相当分等を現金で支給するための給付金8, 155万円など、合わせて8, 162万円の補正計上であります。

款14 予備費は、財源を調整し、126万2, 000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

6 ページをお開き願います。

款15 国庫支出金の民生費国庫補助金は、補助率10分の10となる非課税世帯及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金、合わせて1億4, 780万1, 000円の補正計上であります。

款16 県支出金の民生費県補助金は、補助率2分の1となる原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業費100万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第3号、令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1月専決）について申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策等経費について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和4年1月27日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

補正予算第11号は、既定の予算の総額に5, 940万1, 000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5, 768万3, 000円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

8 ページをお開き願います。

款2 総務費の新型コロナウイルス感染症対策費の事項①庁舎等感染症対策に要する経費から11ページ中段の事項②村内宿泊施設利用促進に要する経費は、事務事業の完了に伴う減額計上や所要見込みによる補正計上など、それぞれ調整を行うものであります。

以下、主な事務事業についてご説明申し上げます。

事項②消防庁舎感染防止対策に要する経費は、各消防庁舎の手洗い自動水栓化やパ

ーティション設置経費に係る本村負担金４６万９，０００円の補正計上であります。

事項③子育て世帯への臨時特別給付金給付に要する経費は、所得制限により給付が受けられない対象者について村独自に給付金を支給するための経費３８０万円の補正計上であります。

１３ページをお開き願います。

中段の事項㊹燃料高騰対応運送業者等支援に要する経費は、燃料価格の高騰により経営に影響を受ける村内運送事業者等を支援するための経費５２０万円の補正計上であります。

１４ページをお開き願います。

款３民生費の社会福祉総務費、款４衛生費の保健衛生総務費、款６農林水産業費の農業振興費は、いずれも財源調整であります。

款１４予備費は、財源を調整し、５，３９２万３，０００円の補正計上であります。続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

６ページをお開き願います。

款１５国庫支出金の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、合わせて５，９４０万１，０００円の補正計上であります。

以上、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

続きまして、大玉村村営住宅等管理基金条例の制定について申し上げます。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思います。

議案第４号、大玉村村営住宅等管理基金条例の制定について。

本案につきましては、村営住宅の維持修繕、整備等に要する経費の財源に充てるため、新たな基金の条例を制定するものであります。

第１条は基金設置の目的を、第２条は積立てについて、第３条から第５条は管理、運用益金の処理、繰替え運用について定めるものであります。

第６条の処分につきましては、第１条に定める事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に、特定財源として取り崩すことができると規定したものであります。

次に、議案第５号、大玉村農業サポートセンター設置条例の制定について申し上げます。

大玉村の一次産業の一つである農業においては、耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化、担い手不足など、様々な課題に直面しています。今後も高齢化や担い手不足は一段と進行することが予想され、就農者数も減少傾向となっていることから、将来にわたり持続可能となる地域農業の振興と活性化を図り、農業者の支援拠点となる施設として、ふくしま未来農業協同組合畜産センターの土地、建物を購入し、地方自治法第２４４条第１項の規定に基づき、農業サポートセンターを設置するものであります。

議案第６号、大玉村部設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和４年４月１日付で実施する機構改革により、環境保全課

を住民福祉部から産業建設部所管とするため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第7号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に基づき、一般社団法人大玉村農業振興公社に対し職員の派遣を可能となるよう、条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第8号について申し上げます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院より「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、その中で非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等についても示されていることから、国及び県に準じた改正を行うべく条例の一部を改正するものであります。

第2条につきましては、非常勤職員に係る育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止するもの並びに文言の整理を行うものであります。

第16条の部分休業の取得要件につきましても、第2条同様であります。

第19条につきましては、妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業に関する制度の個別周知や意向確認の措置について定め、第20条につきましては、任命権者が育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備等の措置について定めるものであります。

次に、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与等について改正を行うものであります。

第12条は、自動車等を使用する職員の通勤手当について、近年の燃料費の状況を鑑み、県の改正に準拠して、上限額を「5万7,800円」から「6万700円」に引上げを行い、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号、大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきまして、刑事施設収容者の介護保険料について、被収容者の施設出所後の社会復帰を円滑にし、もって再犯防止にも資するという観点から、収容中の介護保険料の減免を行えるよう、本条例の一部を改正するものであります。

第8条第1項につきまして、介護保険料の減免の該当要件に新たに「その他特別の事情のある者」を追加することで、刑事施設収容者への減免を可能にし、かつ今後国が減免の対象を示した際にも対応を可能とするものであります。

次に、議案第11号、大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、道路法施行令の改正に伴い福島県道路占用料徴収条例の改定がなされたことにより、本村においても現行の福島県道路占用料徴収条例に準拠し、

大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号、大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、消防庁より示された「非常勤消防団員の報酬等の基準」に沿って報酬等を見直すなど、消防団員の処遇改善を図るため所要の改正を行うものであります。

第15条第1項では、出勤報酬と区別するため名称を「年額報酬」とし、同条第2項に新たに、活動実績のない団員に対する年額報酬の支給を制限する規定を設け、適正で公平性のある消防団運営を図るものであります。

また、同条別表第1では、団員階級の年額報酬額を基準で示す標準額と同水準に引き上げ、併せて、団員より上位の階級にある者についても均衡のとれた報酬額に見直しを行うものであります。

第17条並びに別表第2では、出勤手当の名称を、その性格上、出勤に応じた成果給的な反対給付であることから「出勤報酬」に改め、報酬額についても示された標準額を参考に所要の見直しを行うものであります。

次に、議案第13号、アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について申し上げます。

アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称はアットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設であり、指定管理者となる団体の名称はおおたま村づくり株式会社とし、指定の期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までとするものであります。

次に、議案第14号から議案第18号、令和3年度各会計補正予算並びに議案第19号から議案第26号、令和4年度各会計予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第14号、令和3年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算書のほうの資料をご覧ください。補正予算書1ページをお開き願います。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,315万1,000円を追加し、予算の総額を58億7,083万4,000円とするものであります。

4ページをお開きください。

第2条では、4ページに記載のとおり、地方債の補正について定めたものであります。

第3条では、5ページに記載のとおり、年度末までに竣工の見込みがない13事業について繰越明許の手続を取るものであります。

次に、議案第15号、63ページをお開きください。

令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,388万5,000円を追加し、予算の総額を9億7,825万7,000円とするものであります。

次に、議案第16号、75ページをお開きください。

令和3年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、予算の総額を929万8,000円とするものであります。

次に、議案第17号、83ページをお開きください。

令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ75万9,000円を減額し、予算の総額を1億1,877万2,000円とするものであります。

次に、議案第18号、91ページをお開きください。

令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ276万3,000円を追加し、予算の総額を7,485万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第19号、一般会計補正予算書をお開きください。

令和4年度大玉村一般会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、前年度に比べ3.6%減となる43億1,425万5,000円となったところであります。

第2条地方債は、6ページに記載のとおり、地方道路等整備事業などに充当するため、地方債の目的、限度額、方法、利率等について定めるものであります。

8ページをお開きください。

歳入歳出予算の事項別明細書であります。歳入について、款ごとに前年度との比較になっております。

10ページは、歳出について前年度との比較、予算額の財源内訳となっております。

次に、議案第20号について申し上げます。

221ページをお開きください。

令和4年度大玉村国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比0.3%減の8億9,204万2,000円となったところであります。

次に、議案第21号、265ページをお開きください。

令和4年度大玉村玉井財産区特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比0.1%減となる433万5,000円となったところであります。

次に、議案第22号、279ページをお開きください。

令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比28.8%増の1億5,082万3,000円となったところであります。

次に、議案第23号、令和4年度大玉村土地取得特別会計予算について申し上げます。

す。

305ページをお開きください。

この会計は、土地開発基金による公共用地の先行取得と基金運用益の管理等を行うものであり、本年度予算の総額を622万5,000円と定めるものであります。

次に、議案第24号、317ページをお開きください。

令和4年度大玉村介護保険特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比0.2%減の7億7,206万8,000円となったところであります。

次に、議案第25号、373ページをお開きください。

令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比10.8%増の7,939万5,000円となったところであります。

次に、議案第26号、391ページをお開きください。

令和4年度大玉村水道事業会計予算について申し上げます。

それでは、事項ごとにご説明を申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。給水戸数は対前年度比58戸増の2,997戸、年間総給水量は対前年度比1.9%増の84万4,044立方メートル、1日平均給水量は2,312立方メートルとし、主な建設改良事業は、水道本管布設替工事など5,558万1,000円と定め、事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を対前年度比2.7%増の1億7,045万5,000円、収益的支出の予定額を対前年度比1.2%増の1億5,153万8,000円と定めるものであります。

収入は、主に営業に対する対価の料金収入で、営業収益は対前年度比2.0%増の1億4,532万3,000円となり、加入金等の営業外収益は、対前年度比7%増の2,513万2,000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に要する経常経費及び人件費等に要する経費で、営業費用は対前年度比3.4%増の1億3,227万3,000円となり、企業債支払い利息等に要する営業外費用は1,726万5,000円、予備費は200万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の総額は4,700万2,000円であり、内訳として国庫支出金870万円、企業債3,830万円、工事負担金及び他会計繰入金については存目計上であります。

392ページをお開きください。

これに対する支出の総額は1億2,254万4,000円であります。これは、国庫補助金を活用した重要給水施設配水管事業第18回工事及び南町・石橋線（外）配水管布設工事などの建設費5,661万7,000円と企業債償還金6,444万7,000円、予備費として148万円の計上であります。この資本的収入額が支出額に対して不足する額7,554万2,000円は、前のページをご覧ください、第

4条本文中の括弧書きで記載しております内部留保資金等を充当し、補填するものがあります。

また、次ページをお開き願います。

第5条は企業債で、起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は棚卸資産について定めるものであります。

次に、議案第27号について申し上げます。

議案書のほうにお戻りください。

議案第27号、福島市及び大玉村におけるふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について。

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を福島市と締結することについて協議するため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

第1条では目的を定め、第2条では基本方針、第3条では連携する取組、第4条では費用分担、第5条では協議、第6条では協約の変更及び廃止について定めるものであります。

第3条に規定する連携する取組等については、「1. 圏域全体の経済成長と復興創生の牽引に関する取組」、「2. 圏域全体の経済効果等を波及させる高次の都市機能の集積・強化に関する取組」、「3. 暮らしやすい住みたくする魅力あふれる圏域づくりに関する取組」の3分類20項目について定めております。

現在、具体的な連携事業の協議を福島市と進めているところであり、また、圏域の将来像や具体的な連携事業を定める都市圏ビジョンにつきましても、本年度内での策定がなされるものであります。

次に、議案第28号、副村長の選任について申し上げます。

現職の武田正男氏が3月31日をもって任期満了を迎えます。この間、優れた手腕をもって村を支え、職員の指導をいただいております。今後ますます複雑多様化する行政需要に的確、迅速に対応できる人材として、人格、識見ともに優れた武田氏を副村長に再任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第29号、大玉村教育委員会教育長の任命について申し上げます。

本案は、現教育長の佐藤吉郎氏が任期満了となることから、新教育長として、教員としての経験が長く、さらには大玉村教育委員会指導主事及び本宮第一中学校校長等を務められ、教育全般への造詣が深い渡辺敏弘氏を人格、識見ともに最適任者であると認め、教育長として任命することについて、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日の3年間となります。

議案第30号、区長等の委嘱について申し上げます。

現職の区長及び区長代理は、令和４年３月３１日までの任期で委嘱しており、本村の行政事務の円滑な運営にご尽力をいただいております。令和４年３月３１日の任期満了に伴い新たな区長及び区長代理を委嘱するに当たり、大玉村区長等設置条例第２条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第１４号から議案第１８号、令和３年度各会計補正予算並びに議案１９号から議案第２６号、令和４年度各会計予算についてご説明を申し上げます。

初めに、補正予算書についてご説明申し上げますので、補正予算のつづりをご覧くださいただければと思います。

それでは、議案第１４号、令和３年度大玉村一般会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

補正予算書の２６ページをお開き願います。

款１議会費の議会の管理、運営に要する経費は、９３万８，０００円の減額計上であります。

款２総務費は、総額２４９万７，０００円の減額計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

２８ページをお開き願います。

中段の財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、公用車２台の購入経費３２０万円を含め、１６７万１，０００円の補正計上であります。

３０ページをお開き願います。

下段の基金費は、減債基金積立金３，８９３万１，０００円、ふるさと応援基金積立金７５０万円など、合わせて４，６３４万２，０００円の補正計上であります。

３２ページをお開き願います。

災害対策費の事項②線量低減化活動に要する経費では、各業務等の確定や所要見込みの精査等により１，１５５万８，０００円の減額計上であります。

下段から３４ページにかけての国内外交流費の事項②台湾交流事業に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣事業が中止となったことにより、１，３１３万８，０００円を減額するものであります。

３６ページをお開き願います。

中段の款３民生費は、総額８１８万８，０００円の減額計上であります。

主な事業として、事項⑥国保特別会計に要する経費は、負担すべき額の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金５２３万６，０００円の補正計上であります。

４０ページをお開き願います。

児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、新婚世帯の引っ越し費用等を

支援するための結婚新生活支援事業補助金 60 万円の補正計上であります。

下段の款 4 衛生費は、総額 305 万 5,000 円の補正計上であり、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

44 ページをお開き願います。

款 6 農林水産業費は、総額 4,492 万 3,000 円の補正計上であります。

主な事業として、下段の農業振興費の事項⑥農業サポートセンターの設置に要する経費では、現在の所有者であるふくしま未来農業協同組合から土地及び建物を購入するための公有財産購入費 4,394 万円やその他管理経費を合わせ、4,758 万 3,000 円の補正計上であります。

48 ページをお開き願います。

款 7 商工費は、総額 117 万 9,000 円の減額計上であり、主な事業として、観光費の事項②ふるさと納税に要する経費では、寄附金の増に対応した返礼品代等 212 万 6,000 円の補正計上であります。

50 ページをお開き願います。

款 8 土木費は、総額 1,303 万 3,000 円の補正計上であります。

下段の都市計画総務費の都市計画の管理事務に要する経費は、スマートインターチェンジの誘致に係る広域的検討業務を推進するため、業務委託料 1,100 万円を補正計上するものであります。

52 ページをお開き願います。

住宅管理費の事項①公営住宅の管理に要する経費は、新たに設置する村営住宅等管理基金への積立金 1,500 万円の補正計上であります。

中段の款 9 消防費は、60 万 4,000 円の減額計上であります。

款 10 教育費は、総額 367 万 5,000 円の減額計上であり、各項いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

60 ページをお開き願います。

款 11 災害復旧費は、財源調整であります。

款 14 予備費は、財源を調整し 3,077 万 9,000 円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10 ページをお開き願います。

款 1 村税は、収納見込額の増加等により、個人村民税で 1,738 万 3,000 円、法人村民税で 753 万 5,000 円、固定資産税で 1,719 万 7,000 円の補正計上であります。

軽自動車税は種別割で 8 万 4,000 円、たばこ税は 461 万 2,000 円、入湯税は 105 万 8,000 円の補正計上であります。

下段の款 2 地方譲与税の森林環境譲与税は、20 万 7,000 円の補正計上であります。

12 ページをお開き願います。

款 6 法人事業税交付金は 583 万 1,000 円、款 7 地方消費税交付金は

2, 374万6, 000円を補正計上し、款9環境性能割交付金は31万4, 000円の減額計上であります。

款10地方特例交付金は、コロナ特例による固定資産税の軽減相当額を対象とした新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1, 000万円の補正計上であります。

款11地方交付税は、追加交付となる普通交付税交付金1億652万5, 000円、特別交付税交付金で1, 363万4, 000円の補正計上であります。

款13分担金及び負担金は5, 000円を補正計上し、款14使用料及び手数料は3万円の減額計上であります。

14ページをお開き願います。

16ページ中段にかけましての款15国庫支出金は、各事業に対する収入見込みの精査により、総額5, 231万3, 000円の減額計上であります。

16ページをお開き願います。

中段から20ページ上段にかけての県支出金も、各事業に対する収入見込みの精査により、総額2, 423万6, 000円の減額計上であります。

20ページをお開き願います。

款17財産収入の財産貸付収入は、光ファイバー貸付収入や基金預金利子で170万8, 000円を減額計上し、財産売払収入は、神原田地内の旧6分団1方部消防屯所跡地等の土地売却代金85万円を補正計上するものであります。

款18寄付金は、ふるさと納税寄付金で1, 500万円、教育費寄付金で3万円の補正計上であります。

款19繰入金は、財政調整基金の取崩しを8, 000万円減額するほか、ふるさと応援基金取崩しで1, 128万4, 000円、森林環境譲与税基金取崩しで11万円、大玉村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金取崩しで87万4, 000円、災害対策基金取崩しで3, 638万4, 000円をそれぞれ減額計上するものであります。

22ページをお開き願います。

款21諸収入の延滞金は66万2, 000円の増額、村預金利子は4万円の減額、受託事業収入は102万円の減額、雑入は282万円の補正計上であります。

款22村債は、民生債で250万円の減額、土木債も700万円の減額、災害復旧債は330万円の補正計上であります。

24ページをお開き願います。

款23自動車取得税交付金は、過年度分としての交付見込額48万5, 000円の計上であります。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げました。

○議長（菊地利勝） ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後1時30分といたします。

（午前11時58分）

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後１時３０分）

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 引き続き、提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 引き続き、議案の説明をさせていただきます。

次に、議案第１５号、令和３年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

補正予算書の７０ページをお開き願います。

款３国民健康保険事業費納付金は、財源調整であります。

款５保健事業費は２万円、款８諸支出金は２６万円の補正計上であります。

７２ページをお開き願います。

款９予備費は、調整財源として２，３６０万５，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

６６ページをお開き願います。

款１国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、総額５４８万６，０００円の補正計上であります。

款２国庫支出金の災害臨時特例補助金は、１４万９，０００円の補正計上であります。

款３県支出金の保険給付費等交付金は、特別交付金９６６万５，０００円の補正計上であります。

款５繰入金の一般会計繰入金は、負担割合に基づき総額５２３万６，０００円の補正計上であります。

６８ページをお開き願います。

款７諸収入の一般被保険者延滞金は４３万円、一般被保険者第三者行為納付金は８７万円、一般被保険者返納金は２０４万９，０００円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第１６号、令和３年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

８０ページをお開き願います。

款１総務費の一般管理費は、基金積立金３００万円のほか、所要見込みの精査を行い、合わせて２５６万４，０００円の補正計上であります。

款２農林水産業費は、環境整備委託料２８０万２，０００円の減額計上であります。

款３予備費は、調整財源として１３９万３，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

７８ページをお開き願います。

款１財産収入の生産物売払収入は、県行造林収益分収金１１５万５，０００円の補

正計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第17号、令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

88ページをお開き願います。

款1維持費の農業集落排水施設維持管理費は、所要見込みの精査により75万7,000円の補正計上であります。

款3予備費は、財源を調整し151万6,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

86ページをお開き願います。

款2繰入金の一般会計繰入金は、75万9,000円の減額計上であります。

以上、大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第18号、令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

96ページをお開き願います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増収が見込まれることに伴い、広域連合への納付金276万3,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

94ページをお開き願います。

款1後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収保険料を合わせて261万1,000円の補正計上であります。

款4繰入金の保険基盤安定繰入金は、15万2,000円の補正計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、当初予算の説明に移らせていただきますので、水色の予算書のほうをご覧ください。

あらかじめ44ページをお開きいただければと思います。

議案第19号、令和4年度大玉村一般会計予算について。

それでは、歳出から款ごとにご説明を申し上げます。

44ページでございます。

款1議会費は、議会の管理・運営に要する経費として、対前年度比0.8%減の6,816万3,000円の計上であります。

46ページをお開き願います。

款2総務費は、対前年度比6.6%減の6億5,048万8,000円の計上であります。

一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は、2億4,095万6,000円の計上であります。

以下、重点事務事業及び新規事業など、主な事業等について申し上げます。

５８ページをお開き願います。

企画費の事項③公共交通の運行に要する経費では、新たな公共交通システムの取組として、広域生活バスと福祉バスを廃止し、デマンド型乗合タクシーに集約統合して運行するための経費や、通勤通学バスの実証実験を行うための経費など、合わせて１，７２０万１，０００円の計上であります。

６０ページをお開き願います。

中段の事項⑤定住促進対策に要する経費では、県外からの移住や子育て世帯の移住を促進するための、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金１，２００万円や、多世代同居・近居住宅取得支援事業補助金２００万円など、合わせて１，６５０万円の計上であります。

事項⑥地方創生の推進に要する経費は、結婚支援事業としての「おおたま新たな出会い応援事業」経費など、合わせて３５１万６，０００円の計上であります。

下段から６２ページにかけての事項⑦再エネ・アグリプロジェクト事業に要する経費は、再生可能エネルギーを活用し、農福連携を目的とした農業生産施設を設置するための基本構想策定経費として、１，０５８万円の計上であります。

６６ページをお開き願います。

災害対策費の事項①災害対策に要する経費では、９月に予定する総合防災訓練の開催経費を含め、１３６万２，０００円の計上であります。

６８ページをお開き願います。

中段の国内外交流費の事項②台湾交流事業に要する経費は、大竹国民中学の来村受入れに要する経費及び本年度の対象生徒を台湾に派遣するための経費として、合わせて７６１万２，０００円の計上であります。

７４ページをお開き願います。

選挙費では、下段から７６ページにかけての参議院議員通常選挙費で６７０万３，０００円、福島県知事選挙費では、６６１万７，０００円の計上であります。

８０ページをお開き願います。

款３民生費は、対前年度比１．８％増の１１億１，０６５万９，０００円の計上であります。

社会福祉総務費の事項①職員人件費等、社会福祉に係る共通経費は、３，３０８万２，０００円の計上であります。

以下、主な事業等について申し上げます。

８２ページをお開き願います。

事項③社会福祉協議会に要する経費は、指定管理業務委託料５，１１４万円、社会福祉協議会運営補助金２，１８１万８，０００円の計上であります。

下段の事項⑥国保特別会計に要する経費は、保険基盤安定負担金などの国民健康保険特別会計繰出金７，４６７万１，０００円の計上であります。

８４ページをお開き願います。

中段の障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、各給付費を含め、

2億1,013万円の計上であります。

86ページをお開き願います。

老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、介護保険特別会計繰出金1億1,653万3,000円を含め、合わせて1億3,056万4,000円の計上であります。

90ページをお開き願います。

事項⑥後期高齢者医療制度に要する経費は、9,172万2,000円の計上であります。

94ページをお開き願います。

上段の児童福祉総務費の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、保育所の運営主体である村社会福祉協議会に交付する子どものための教育・保育給付費補助金1億6,516万9,000円など、合わせて1億7,196万円の計上であります。

98ページをお開き願います。

款4衛生費は、対前年度比1.3%増の3億2,286万5,000円の計上であります。

102ページをお開き願います。

主な事業として、中段の保健衛生総務費の事項⑧健康長寿推進事業に要する経費は、元気づくりシステムの運用や、健康ポイント事業を継続するための経費245万8,000円の計上であります。

108ページをお開き願います。

予防費の事項⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費は、全額国庫負担となる3,705万2,000円を計上し、ワクチン接種業務に取り組むものであります。

110ページをお開き願います。

112ページにかけての環境衛生費の事項⑤再生可能エネルギー利用促進に要する経費は、発電電力買取り制度の終了を迎える太陽光発電設備設置住宅を対象とした蓄電池導入補助金を含め、475万円の計上であります。

下段の款5労働費は、前年度と同額の20万円の計上であります。

114ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、対前年度比16.6%増の4億4,282万6,000円の計上であります。

116ページをお開き願います。

主な事業として、中段から118ページにかけての農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費では、大玉産米のブランド化推進、農業機械等共同利用への購入補助、農耕用運転免許取得補助などの各種支援策のほか、飼料用米推進対策事業補助金225万円を含め、合わせて2,000万6,000円の計上であります。

120ページをお開き願います。

中段の事項⑤農業サポートセンターの管理運営に要する経費では、地域農業の拠点

となる農業サポートセンターの管理経費のほか、農業振興公社拠出金１，０００万円や、同運営費補助金２５０万円など、合わせて１，５４２万４，０００円の計上であります。

１２７ページをお開き願います。

農地費の事項①農業農村整備に要する経費では、農村公園仮設トイレ更新撤去工事費１００万円や、荒池地区を対象とした県営農村地域防災減災事業負担金３７４万円など、合わせて７６３万５，０００円の計上であります。

１２８ページをお開き願います。

下段から１３０ページにかけての林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、ふくしま森林再生事業委託料９，４５５万円や、広葉樹林再生事業委託料１，３２０万円など、合わせて１億１，５９１万９，０００円の計上であります。

１３２ページをお開き願います。

中段の事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費は、鳥獣被害防護柵設置事業補助金３００万円など、引き続きイノシシ被害対策に取り組むための経費、合わせて５８６万７，０００円の計上であります。

款７商工費は、対前年度比２．８％減の８，４７９万１，０００円の計上であります。

主な事業として、下段から１３４ページ中段にかけての商工振興費の商工業の振興に要する経費は、基金を活用した新型コロナウイルス対策特別資金制度等利子補給補助金１３４万円など、合わせて２，５７８万８，０００円の計上であります。

１３６ページをお開き願います。

下段から１３８ページにかけての観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、アットホームに係る指定管理業務委託料１，５００万円など、合わせて１，６０９万６，０００円の計上であります。

款８土木費は、対前年度比４２．８％減の３億３，９３６万円の計上であります。

１４２ページをお開き願います。

主な事業として、道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、１億６，１３８万４，０００円を計上し、的場・三合内線（外）の用地測量や、西部幹線横断道路及び南町・石橋線の道路改良等に取り組むものであります。

１４６ページをお開き願います。

住宅管理費の事項①公営住宅の管理に要する経費は、村営住宅等管理基金積立金５００万円など、合わせて６４７万８，０００円の計上であります。

事項②特定公共賃貸住宅の管理に要する経費は、交付金の活用によるあだたら西部団地外壁改修工事費１，３２０万円など、合わせて１，７３０万円の計上であります。

１４８ページをお開き願います。

事項⑤がけ地近接等危険住宅移転に要する経費は、土砂災害特別警戒区域等に存在する住宅の移転事業補助金５１８万５，０００円の計上であります。

中段の款９消防費は、対前年度比４５．４％増の２億２，７０１万９，０００円の

計上であります。

常備消防費の常備消防に要する経費は、安達地方広域行政組合消防費負担金 1 億 8, 4 8 9 万 9, 0 0 0 円の計上であります。

1 5 0 ページをお開き願います。

消防施設費の消防施設の整備に要する経費は、緊急エリアメール連携システム更新業務委託料 2 2 0 万円や、1 分団 2 方部消防屯所駐車場整備工事費 1 5 0 万円など、合わせて 1, 3 1 6 万 3, 0 0 0 円の計上であります。

1 5 2 ページをお開き願います。

款 1 0 教育費は、対前年度比 1. 0 % 減の 5 億 5, 7 0 1 万 7, 0 0 0 円の計上であります。

主な事業として、下段から 1 5 4 ページにかけての事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費は、学校給食費に係る保護者負担の軽減を図るための学校給食費補助金 1, 0 3 3 万 2, 0 0 0 円など、合わせて 2, 9 5 5 万 7, 0 0 0 円の計上であります。

1 6 0 ページをお開き願います。

中段の事項⑩学校 I C T 推進に要する経費は、小中学校に導入を進めた学習用タブレット端末の利活用を図るための I C T 支援担当指導主事の配置経費を含め、合わせて 1, 1 4 3 万 5, 0 0 0 円の計上であります。

1 6 2 ページをお開き願います。

1 6 2 ページから 1 6 8 ページ中段にかけては、玉井・大山両小学校に係る学校管理費と教育振興費、合わせて 3, 5 5 5 万 1, 0 0 0 円の計上であります。

1 6 8 ページ、お開きをいただきたいと思います。

このページの中段から 1 7 2 ページの中段にかけての中学校費は、総額 2, 2 7 4 万円の計上でございます。

1 7 2 ページをお開き願います。

中段から 1 7 8 ページ上段にかけての幼稚園費は、玉井・大山両幼稚園における管理運営経費等、総額 1 億 6, 6 9 3 万 6, 0 0 0 円の計上であります。

1 8 0 ページをお開き願います。

下段から 1 8 2 ページにかけての社会教育総務費の事項⑤地域学校協働活動事業に要する経費は、6 7 4 万 2, 0 0 0 円を計上し、地域と学校の連携・協働による豊かな学びを支える環境づくりに取り組むものであります。

1 9 2 ページをお開き願います。

保健体育総務費の事項⑤村民スポーツフェスティバル開催に要する経費は、村民運動会に代わるスポーツイベント開催経費 2 4 1 万 4, 0 0 0 円の計上であります。

1 9 4 ページをお開き願います。

体育施設費の事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、プール劣化調査業務委託料 1 8 0 万円など、合わせて 2, 2 2 7 万円の計上であります。

給食センター費は、共同事業に係る負担金 6, 2 3 7 万 5, 0 0 0 円の計上であり

ます。

下段から196ページにかけての款11災害復旧費は、15万7,000円の存目計上であります。

196ページをお開き願います。

下段の款12公債費は、元金と利子償還を合わせ、対前年度比0.5%増に当たる4億6,099万6,000円の計上であります。

198ページをお開き願います。

款13諸支出金は存目2万円、款14予備費は、調整財源として4,969万4,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

12ページをお開き願います。

款1村税は、対前年度比3.5%増の9億2,044万2,000円の計上であります。

個人村民税は、6.1%増の3億4,782万2,000円、法人村民税は、6.4%増の2,781万9,000円の計上であります。

固定資産税は、対前年度比1.3%増の4億1,876万1,000円、軽自動車税は、環境性能割と種別割の総額で2.9%増の3,764万2,000円、たばこ税は、2.1%増の7,331万円を計上したものであります。

14ページをお開き願います。

入湯税は、課税人員を7万2,145人と見込み、1,082万1,000円の計上であります。

款2地方譲与税は、対前年度比0.7%増の6,174万3,000円、款3利子割交付金は47万6,000円、款4配当割交付金は195万9,000円、款5株式等譲渡所得割交付金は、50万円の計上であります。

16ページをお開き願います。

款6法人事業税交付金は775万3,000円、款7地方消費税交付金は、一般財源枠と社会保障財源枠における前年度実績等を考慮し1億7,423万9,000円の計上であります。

款8ゴルフ場利用税交付金も、前年度実績を考慮し1,179万9,000円、款9環境性能割交付金は、347万2,000円の計上であります。

款10地方特例交付金は、住宅ローン減税等に係る減収補填分で1,211万3,000円、款11地方交付税は、対前年度比3.7%増の15億6,801万6,000円の計上であります。

普通交付税交付金は、対前年度比2.9%増に当たる15億457万6,000円の計上であり、これは、前年度実績等を勘案して積算計上したものであります。

また、特別交付税交付金は5,000万円、ふくしま森林再生事業に充当となる震災復興特別交付税は、1,344万円の計上であります。

款12交通安全対策特別交付金は、対前年度比12.0%増の170万円の計上で

あります。

18ページをお開き願います。

款13分担金及び負担金は、保育所を社会福祉協議会に運営移管したことにより保育料が皆減し、対前年度比80.5%減の196万7,000円の計上であります。

下段から20ページにかけての款14使用料及び手数料は、対前年度比0.7%増の3,325万9,000円の計上であります。

22ページをお開き願います。

款15国庫支出金は、対前年度比4.2%増の4億8,403万9,000円の計上であります。

民生費国庫負担金の児童福祉費負担金は、保育所の運営を村社会福祉協議会に移管した公私連携型保育所を対象とした国庫負担金6,212万7,000円を含め、1億8,488万5,000円の計上であります。

衛生費国庫負担金は、国庫負担10分の10で実施する新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費1,138万5,000円の計上であります。

24ページをお開き願います。

衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,566万7,000円を含め、合わせて2,946万3,000円の計上であります。

土木費国庫補助金は、南町・石橋線道路改良事業を対象とした社会資本整備総合交付金3,227万5,000円を含め、合わせて6,300万9,000円の計上であります。

26ページをお開き願います。

款16県支出金は、対前年度比8.2%増の4億6,082万7,000円の計上であります。

民生費県負担金の児童福祉費負担金は、国庫負担金と同様に保育所の運営を村社会福祉協議会に移管した「公私連携型保育所」を対象とした県負担金3,106万3,000円を含め、5,980万8,000円の計上であります。

下段の総務費県補助金の災害対策費補助金は、除染対策事業交付金の減に伴い、452万4,000円の計上であります。

30ページをお開き願います。

中段の農林水産業費県補助金の林業費補助金は、ふくしま森林再生事業費8,126万円など、合わせて9,887万8,000円の計上であります。

32ページをお開き願います。

総務費委託金の選挙費委託金は、参議院議員通常選挙及び福島県知事選挙の執行経費交付金など、合わせて1,332万1,000円の計上であります。

下段の款17財産収入は、光ファイバー網の無償譲渡に伴う光ファイバー貸付収入の皆減により、対前年度比45.1%減の1,210万7,000円の計上であります。

34ページをお開き願います。

下段の款18寄付金は、ふるさと納税寄付金の増収を見込み、対前年度比66.7%増の2,500万1,000円の計上であります。

款19繰入金は、対前年度比55.8%減の2億3,798万2,000円の計上であります。

36ページをお開き願います。

基金繰入金では、財政調整基金取崩しで2億円、減債基金取崩しで3,000万円、放射能測定装置点検校正費に充当となる復興基金取崩しで19万8,000円、中学生を台湾に派遣する「友好の翼」に充当となるふるさと応援基金取崩しで644万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金取崩しで134万円と、それぞれの事務事業に充当するための計上であります。

中段の款20繰越金は、前年度と同額の8,000万円の計上であります。

款21諸収入は、対前年度比28.2%減の4,336万1,000円の計上であります。

40ページをお開き願います。

下段の款22村債は、対前年度比3.3%減の1億7,150万円の計上であります。

なお、42ページをお開きいただきまして、下段の臨時財政対策債は、地方の財源不足を普通交付税と併せて補うためにその発行が認められる一般財源的な起債であります。現時点においては、大幅に引き下げる国の方針を受け、対前年度比58.3%減の5,000万円を計上したところであります。

200ページをお開き願います。

200ページになります。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

201ページ右下の額、38億546万9,000円が令和4年度末の現在高見込額であります。

その上の数字、17億8,853万7,000円は、地方交付税に代わって自治体が起債を発行する「臨時財政対策債」の令和4年度末現在高見込額であります。現在高総額の47.0%を占めるものであります。

202ページをお開きいただきまして、債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書であり、本宮方部学校給食センター設備改修事業2件となっております。

204ページからは給与費の明細について、218ページは性質別・目的別の歳出予算分類表を掲載しております。

以上、一般会計予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第20号、令和4年度大玉村国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

236ページ、ご覧をいただければと思います。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款1総務費は、対前年度比2.1%増の2,009万9,000円の計上でありま

す。

主に、事務従事者の人件費や電算処理業務委託料など、一般管理経費の計上であります。

238ページをお開き願います。

下段の款2保険給付費は、対前年度比0.5%増の6億1,670万8,000円の計上であります。

医療費の増加が見込まれるため、一般被保険者療養給付費は5億3,000万円の計上であります。

以下、各目ごとに所要の予算計上をしたものであります。

240ページをお開きいただきたいと思います。

下段から、高額療養費に係る計上であります。

また、242ページ中段から244ページにかけては、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金の計上であります。

244ページをお開き願います。

下段の款3国民健康保険事業費納付金は、対前年度比2.6%減の2億3,447万4,000円の計上であります。

246ページ中段にかけましての、対象となる医療給付費分や後期高齢者支援金分、介護納付金分について、福島県から示された算定基準に基づき算出し、福島県に納付するものであります。

246ページ、お開きいただきまして、下段からの款4財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

下段から248ページにかけての款5保健事業費は、対前年度比1.6%増の1,757万5,000円の計上であり、引き続き、特定健康診査等の事業を実施するための経費や、国保被保険者の人間ドック事業などに要する経費の計上であります。

248ページ、ご覧をいただきまして、下段の款6基金積立金は2万円、250ページ、ご覧をいただきまして、款7公債費は存目計上であります。

また、このページの中段から252ページにかけての款8諸支出金は、保険税還付金等116万3,000円の計上であります。

252ページ下段にございます款9予備費は、調整財源として200万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

228ページをお開き願います。

款1国民健康保険税は、対前年度比4.2%減の1億7,368万5,000円の計上であります。

国保税につきましては、現時点において、県支出金等の動向、歳出における各種納付金等の額が未確定であるため、前年度剰余金等も含め、6月の本算定において精査していくこととしております。

款2国庫支出金は、災害臨時特例補助金の存目計上であります。

下段から230ページにかけての款3県支出金は、広域化に伴う一括交付により、対前年度比0.5%増の6億2,349万4,000円の計上であり、療養給付費等に充当となる普通交付金で6億942万7,000円、傷病手当金や特定健康診査等事業費に充当となる特別交付金で1,406万6,000円の計上であります。

中段の款4財産収入は、預金利子で2万円の計上であります。

232ページにかけましての款5繰入金は、対前年度比1.6%増の9,457万1,000円であり、232ページ、ご覧をいただきまして、中段の国民健康保険財政調整基金繰入金では、1,500万円の基金取崩しを計上したところであります。

款6繰越金は、存目計上であります。

款7諸収入は26万9,000円の計上であり、款8につきましては、234ページをご覧をいただきたいと思います。

下段にございます款8村債は、存目計上であります。

254ページからは、給与費明細書であります。

以上、国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、274ページをお開き願います。

議案第21号、令和4年度大玉村玉井財産区特別会計予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

款1総務費は、管理会委員、補助員の人件費や事務経費として、対前年度比0.3%減の135万4,000円の計上であります。

款2農林水産業費は、対前年度比0.8%増の263万9,000円の計上であります。

引き続き、小高倉山地内や東光地内における下刈りや枝打ちなどの作業のほか、小高倉山地内の間伐に要する経費等の計上であります。

276ページ、ご覧をいただきまして、款3予備費は、34万2,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

272ページをお開き願います。

款1財産収入は、対前年度比0.1%減の333万3,000円の計上であり、主に北上台のゴルフ場用地に係る土地貸付料等を見込んでおります。

款2繰越金は100万円を、款3諸収入は存目計上であります。

以上、玉井財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、290ページをお開き願います。

議案第22号、令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について、歳出よりご説明申し上げます。

款1維持費は、職員給与費や処理施設に係る維持管理等に要する経費として、対前年度比94.5%増の7,535万7,000円の計上であり、南町・石橋線の道路改良工事に併せて実施する排水管敷設工事費2,700万円を計上しております。

292ページをお開き願います。

款２公債費は、長期債の元利償還金として、対前年度比３．４％減の７，５１６万６，０００円の計上であります。

款３予備費は、３０万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

２８８ページをお開き願います。

款１使用料及び手数料は、対前年度比２．３％増の６，２５９万７，０００円であり、新規加入を含む加入見込数８１５件に係る施設使用料を見込んでおります。

款２繰入金の一般会計繰入金は、公債費償還充当財源として対前年度比６．９％減の５，２０２万２，０００円の計上であります。

款３繰越金、款４諸収入はそれぞれ存目計上であります。

款５村債は、排水管布設工事に充当となる下水道事業債３，６２０万円の計上であります。

２９４ページ、お開きいただきたいと思います。

２９４ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

２９６ページからは、給与費の明細書であります。

以上、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、３１４ページをお開き願います。

議案第２３号、令和４年度大玉村土地取得特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款１土地開発基金費は、これまでに取得した用地の譲渡代金と預金利子を基金に積み立てるもので、６１７万５，０００円の計上であります。

款２土地取得費は、存目４万円の計上であります。

款３予備費は、１万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

３１２ページをお開き願います。

款１財産収入は、基金利子と土地売払代金を合わせて６１７万５，０００円の計上であります。

款２繰入金は、５万円の計上であります。

以上、土地取得特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、３３８ページをお開き願います。

議案第２４号、令和４年度大玉村介護保険特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款１総務費は、対前年度比７．８％増の２，０１４万５，０００円の計上であり、職員給与費や介護認定審査経費等を計上しております。

３４２ページをお開き願います。

款２保険給付費は、前年度と同額の７億１，０００万円の計上であります。

内容としましては、介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給与費など、要介護認定者が利用できる各

種サービスを計上しております。

３４４ページをお開き願います。

介護予防サービス等諸費は、要支援認定者が利用できる各種予防サービスを計上しております。

３４６ページをお開き願います。

中段の高額介護サービス等費は、基準額を超えた自己負担額に対する給付費の計上であり、下段の高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護の合算制度による給付費の計上であります。

３４８ページをお開き願います。

中段の特定入所者介護サービス等費は、低所得者の施設入所に係る食費や居住費の給付であります。

３５０ページをお開き願います。

款３財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

中段の款４地域支援事業費は、対前年度比６．０％減の４，０８５万９，０００円の計上であります。

要支援者等に対する訪問介護や通所介護サービス提供に要する経費や、高齢者の介護予防を推進するための経費の計上であります。

３５４ページをお開き願います。

中段の款５基金積立金は、利子積立金１万円の計上であり、款６公債費は存目計上であります。

下段から３５６ページにかけての款７諸支出金は、保険料の還付金等５万２，０００円、款８予備費は、調整財源として１００万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

３２４ページをお開き願います。

款１介護保険料は、第１号被保険者介護保険料で、対前年度比７．５％増の１億７，２２１万円の計上であります。

款２使用料及び手数料は、存目計上であります。

款３国庫支出金は、対前年度比０．１％減の１億７，４４２万６，０００円の計上であり、介護給付費負担金で１億２，５７５万１，０００円、下段の財政調整交付金で３，５５０万１，０００円を計上しております。

３２８ページをお開き願います。

款４支払基金交付金は、対前年度比０．３％減の１億９，６８２万４，０００円の計上であり、第２号被保険者に係る保険料で、保険給付費等の２７％相当が交付されます。

下段から３３０ページにかけての款５県支出金は、対前年度比０．２％増の１億１，１５８万７，０００円の計上であり、国庫支出金と同様に、基準額に対して一定割合で交付されるものであります。

３３０ページ、ご覧をいただきまして、下段の款６財産収入は、基金利子収入１万

円の計上であります。

３３２ページをお開き願います。

款７繰入金は、対前年度比９．８％減の１億１，７００万３，０００円の計上であり、上段の介護給付費繰入金は８，８７５万１，０００円の計上であります。

３３４ページをお開き願います。

中段の款８繰越金及び款９諸収入は、それぞれ存目計上であります。

３５８ページからは、給与費の明細であります。

以上、大玉村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、３８４ページをお開き願います。

議案第２５号、令和４年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款１総務費は、対前年度比１８．９％増の１６８万１，０００円を計上し、一般管理や保険料徴収事務を行うものであります。

下段の款２後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比１０．８％増の７，１７０万１，０００円の計上であります。

３８６ページをお開き願います。

款３保健事業費は、対前年度比８．６％増の５５８万１，０００円の計上であり、広域連合から受託して高齢者健診事業を実施するものであります。

款４諸支出金は４３万１，０００円、３８８ページの款５予備費は、存目計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

３８０ページをお開き願います。

款１後期高齢者医療保険料は、対前年度比１２．８％増の５，５５０万１，０００円の計上であります。

款２使用料及び手数料と款３寄付金は、いずれも存目計上であります。

款４繰入金は、事務費や健診事業への一般会計繰入金と保険料軽減相当額の繰入金で、対前年度比６．４％増の２，０９９万９，０００円の計上であります。

款５繰越金は、存目計上であります。

下段から３８２ページにかけての款６諸収入は、対前年度比５．４％増の２８９万２，０００円の計上であり、主に健診事業に係る受託収入や保険料還付金等を見込んでおります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、３９３ページをお開き願います。

議案第２６号、令和４年度大玉村水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

３９３ページにつきましては、予算を款項目別にした実施計画であります。

上段にございます、収益的収入は水道事業収益で１億７，０４５万５，０００円、収益的支出は水道事業費用で１億５，１５３万８，０００円であります。

３９４ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の実施計画であります。

収入は、国庫支出金 8 7 0 万円、工事負担金及び他会計繰入金は存目計上、企業債は 3, 8 3 0 万円であります。

支出は、拡張整備費で 5, 5 5 8 万 1, 0 0 0 円、量水器購入の固定資産購入費で 1 0 3 万 6, 0 0 0 円、企業債償還金は 6, 4 4 4 万 7, 0 0 0 円、予備費は 1 4 8 万円であります。

3 9 5 ページ、右側のページをご覧くださいますと、水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であります。下段には、現金・預金の残高等を明示しております。

3 9 6 ページから 4 0 0 ページまでは、職員の給与費明細書を記載しております。

4 0 1 ページをお開き願います。

令和 3 年度決算見込みによる損益計算書であります。年度中の収益及び支出を消費税抜きで仮決算したもので、下段から 3 段目にあります、当年度純利益は 1, 8 9 7 万 7, 8 8 1 円を見込んでおります。

4 0 2 ページ、ご覧をいただきたいと思います。

令和 3 年度の予定貸借対照表で、下段の年度末資産合計は 2 0 億 5, 7 2 0 万 5, 4 2 3 円であります。

4 0 4 ページをお開き願います。

保有する資産、負債の内容を示した令和 4 年度の予定貸借対照表であり、下段の令和 4 年度末資産合計は 2 0 億 2, 7 9 7 万 7, 9 0 6 円であります。

また、4 0 6 ページからは、参考資料として付した令和 4 年度の水道事業会計予算明細書であります。

以上のとおり、令和 4 年度各会計に係る予算について、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

1 2 月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りしました写しのとおり、陳情第 1 号及び陳情第 2 号の 2 件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付しております付託表のとおり、陳情第 1 号及び陳情第 2 号を産業厚生常任委員会に付託をいたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、

散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 2 8 分)